

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
都城コアカレッジ		昭和62年12月25日		塚本 謙二		〒 885-0006 (住所) 宮崎県都城市吉尾町77-8 (電話) 0986-38-4811				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人都城コア学園		昭和62年12月25日		児玉 隆次		〒 885-0006 (住所) 宮崎県都城市吉尾町77-8 (電話) 0986-38-4811				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門		介護福祉科		平成22(2010)年度	-	平成29(2017)年度			
学科の目的	介護福祉科は、介護福祉士として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	取得可能な資格:介護福祉士、ハートセイバーCPR AED、介護事務管理士、保育士、メイクセラピー検定3級									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,250 単位時間	1,440 単位時間	330 単位時間	480 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
					単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)	中退率				
40人	18人		0人		0%	6%				
就職等の状況	■卒業者数(C)		16人							
	■就職希望者数(D)		15人							
	■就職者数(E)		15人							
	■地元就職者数(F)		15人							
	■就職率(E/D)		100%							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100%							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100%							
	■進学者数		0人							
	■その他									
	(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)									
■主な就職先、業界等		(令和5年度卒業生) 特別養護老人ホーム(介護福祉士)、介護老人保健施設(介護福祉士)、養護老人ホーム(介護福祉士)、障害者支援施設(介護福祉士)、介護付有料法人ホーム(介護福祉士)、小中学校支援員(介護福祉士)								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:		無							
	※有る場合、例えば以下について任意記載									
評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL						
当該学科のホームページURL	<a href="https://miyakonojo.core-gakuen.com/">https://miyakonojo.core-gakuen.com/</a>									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数		2,250 単位時間							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		0 単位時間								
うち企業等と連携した演習の授業時数		240 単位時間								
うち必修授業時数		240 単位時間								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		0 単位時間								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		240 単位時間								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間								
(B:単位数による算定)										
総単位数		単位								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した演習の単位数		単位								
うち必修単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3人					
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人					
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人					
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人					
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0人					
	計				3人					
上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				3人						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校は厚生労働省指定の介護福祉士養成施設として、地域のニーズに応え得るべく質の高い介護福祉士養成に心血を注いでいる。介護福祉科では、業界団体や職能団体及び福祉施設の関係者を教育課程編成委員会に選任し、関係団体・企業との連携のもとに、介護福祉科の教育課程の企画及び円滑な運営及び授業科目の内容や指導方法の充実、各授業科目間について、各委員からの要望や意見等を十分に反映させ、改善・調整を図ることを方針とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

別添「都城コアカレッジ 教育課程編成委員会規則」のとおり、校長直轄の組織として本委員会を設置し、カリキュラムの改善に関する意見等を聴取する。校長以下教育・社会福祉専門課程の担当でカリキュラムの改善方針について検討を重ね、本校における教育課程のより良い改善を図る。第1回会議で教育課程表(現行)について意見をいただき、その後学内で次年度の教育課程を検討する。第2回会議で教育課程表(次年度)を提示し確認を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年3月31日現在

名前	所属	任期	種別
上野 誠	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (2年)	①
木場 圭一	一般社団法人 宮崎県介護福祉士会	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (2年)	②
中別府 義美	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団 特別養護老人ホーム 白寿園	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (2年)	③
松元 睦子	社会福祉法人 常緑会 星空の都なかごう	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (2年)	③
塚本 讓二	都城コアカレッジ	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (2年)	—
日高 芳彦	都城コアカレッジ	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年9月27日 10:00～11:00

第2回 令和6年3月28日 13:30～14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・新型コロナウイルス感染症のほか、インフルエンザウイルス等の感染症が発生したとの情報はあったが、無事に全員が介護実習を終えることができた。しかし、季節を問わず感染症が流行するようになっている。質の高い介護実習を行うためには、介護施設や事業所との密な連携と実施時期の検討を十分行わなければならない。また、介護福祉の魅力を発信するためにも、今さまざまな働き方や働く場所がある。福祉と他分野の連携も盛んに行われていることから多くの資格をとれるような学科にして行く必要がある。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

教育カリキュラムで習得した介護福祉の専門知識や技術を、企業等と連携を図ることにより、実際の福祉施設や事業所で応用しながら、総合的に介護を必要とする人への実践的な介護支援が出来る能力を養う。実習先となる介護施設の中から、介護業務者の6割以上が介護福祉士であること、本校教育に理解があり、健全な施設経営を行っていることを条件に21施設と協力施設として契約を結び、学校と企業との共通理解のもとに実習指導を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

事前指導としては、実習目的と内容、施設概要や実習生としての心構えを講義し、実習開始1か月前には実習施設の配置を決定し、施設側にも通知している。実習開始前には本校職員が実習施設を訪問し、実習指導者と実習の目的や概要を確認し、実習を行う学生の特性や留意事項について共通理解をする場を設けている。学生は事前に施設を訪問し、実習指導者との打ち合わせを行い、実習に備える。実習期間は、本校職員が実習学生を分担して受け持ち、週1回実習先に出向いて施設の実習指導者と情報交換し、それに基づき、学生の学習状況を確認して指導を行う。

各施設での実習期間は、1年次が15日間(実習Ⅰ)、20日間(実習Ⅱ-1)の計2回、2年次が25日間(実習Ⅱ-2)の1回である。評価方法については、校内規定のⅠ単位認定・進級・卒業規定を準用する。施設の実習指導者が実習評価表を通じて5段階50点満点で評価し、本校担当職員が出席状況、実習態度、課題評価に基づいて50点満点で評価する。実習施設評価と学校評価を総合し、80点以上をA、80点未満から70点以上をB、70点未満から60点以上をC、60点未満はFとする。事後指導として、実習後に実習報告会を行い、実習での気づきや学びを共有化している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習	住み慣れた地域社会で暮らす高	けあらいふ正寿の杜、けあらいふ
介護実習Ⅱ-1	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	利用者の生活背景や生活リズムを知り、観察やコミュニケーションの技術を用いて必要な情報を収集し、介護過程で学んだ思考過程を実践することによって、利用者の個別的なニーズを抽出し、根拠に基づいた介護について学ぶ。入所型の施設において合計20日間の実習を行い、実習期間中に登校日を設けて学校で指導を受ける機会を持つ。	白寿園、まりあ、はまゆう、星空の都なかごう、ほほえみの園(総数33施設)
介護実習Ⅱ-2	3. 【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	自立支援の観点から実際の場面での介護過程の展開能力を高めるために、利用者や実習指導者、介護職員と相談しながら、立案した介護計画に基づいた介護を提供し、自ら行った介護実践の評価や計画の修正が行えるようにする。施設におけるサービスの全般がわかり、介護職務に対する理解を深める。介護過程の展開を行い、特に実施から評価、再アセスメント、介護計画の修正のサイクルを実践することで、介護の展開について基本的な能力を身につける。入所型の施設において合計25日間の実習を行い、実習期間中に登校日を設けて学校で指導を受ける機会を持つ。	白寿園、まりあ、はまゆう、星空の都なかごう、ほほえみの園(総数33施設)
地域ネットワーク論	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	介護を必要とする人の生活を支援するという観点から介護サービスや行政機関、地域との連携を理解し、自らの地域での活動を通して支援ネットワークの構築について学ぶ。	都城市社会福祉協議会、白寿園、まりあ、星空の都なかごう、けあらいふ正寿の杜(総数20施設) など

地域ネットワーク実践	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	介護サービスや行政機関、地域との連携を理解し、自らの地域での活動を通して支援ネットワークの構築について実践を通して学ぶ。	都城市社会福祉協議会、白寿園、まりあ、星空の都なかごう、けあらいふ正寿の杜(総数20施設)など
------------	---------------------------	--	---

### 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本法人の「職員の研修に関する規程」第2条では、「研修は、職員に、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識や技術等を習得させることにより、その職務の遂行に必要な職員としての能力や資質等を向上させることを目的とする。」としている。目的達成のために、年間を通して計画的に研修を実施する。

推薦学科教員は、ICT分野における即戦力となる人材を育成するため、実務に関する最新の知識を企業から習得、又は情報を収集しスキル向上に努める。また毎月実施される校内研修会に全教職員で参加して、指導力向上に組織的に努めることを基本方針とする。

#### (1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本法人の「職員の研修に関する規程」第2条では、「研修は、職員に、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識や技術等を習得させることにより、その職務の遂行に必要な職員としての能力や資質等を向上させることを目的とする。」としている。目的達成のために、年間を通して計画的に研修を実施する。

推薦学科教員は、ICT分野における即戦力となる人材を育成するため、実務に関する最新の知識を企業から習得、又は情報を収集しスキル向上に努める。また毎月実施される校内研修会に全教職員で参加して、指導力向上に組織的に努めることを基本方針とする。

#### (2) 研修等の実績

##### ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば ヤングケアラーのためにできること～気付く・つなぐ・支える～(オンライン)	連携企業等: 宮崎県
期間:	令和5年8月4日(金)	対象: 一般、福祉関係者、学校関係者等
内容	「ケアラー」・「ヤングケアラー」問題の背景と「ケアラー」・「ヤングケアラー」はどのような人(子ども)なのか、ケアラー・ヤングケアラーを支援するための社会の仕組みと海外の動き、ケアラー・ヤングケアラーの求める支援と社会的な支援の必要性について	

内容	都城市山田町は、令和6年1月1日現在、人口6,618名、年少人口706名、生産年齢人口3,124名、65歳以上2,788名、高齢化率42.12%の地域であり、地域に小中学校や保育園もある、当該地域では比較的大きな町であり、そうした地域において地域住民の多様なニーズがあることが分かり、その受け皿を創設すべく、山田総合福祉センター近くの空き家を借り、いきいきサロンやオレンジカフェ、こども食堂といったさまざまな福祉活動の実践事例から学ぶ。
----	--

研修名:	宮崎県社会福祉協議会 広がれ、助け合いの輪！みやざき交流集会2023 in 都城	連携企業等: 都城市社会福祉協議会
------	--	-------------------

期間:	令和6年1月22日(月)	対象: 住民、民生委員・児童委員、支援員、教員、議員等
-----	--------------	-----------------------------

内容	都城市山田町は、令和6年1月1日現在、人口6,618名、年少人口706名、生産年齢人口3,124名、65歳以上2,788名、高齢化率42.12%の地域であり、地域に小中学校や保育園もある、当該地域では比較的大きな町であり、そうした地域において地域住民の多様なニーズがあることが分かり、その受け皿を創設すべく、山田総合福祉センター近くの空き家を借り、いきいきサロンやオレンジカフェ、こども食堂といったさまざまな福祉活動の実践事例から学ぶ。
----	--

##### ② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 令和5年度 九州ブロック教員研修会(オンライン)	連携企業等: 長崎県
------	---	------------

期間:	令和5年11月12日(日)	対象:	介護教員
内容	基調講演:介護福祉実践・教育の本質とこれから、分科会:①介護福祉実践の魅力とその広報、学生募集活動のあり方について、②介護福祉人材教育としての留学生教育について、③多様化する学生への支援について、情報交換会		
研修名:	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 令和5年度福祉教育推進研修会 地域で育む福祉教育 ～地域共生社会の実現を目指して	連携企業等:	宮崎県教育委員会、宮崎県市町村教育委員会連合会
期間:	令和5年8月1日(火)	対象:	教員、住民、民生委員・児童委員、等
内容	講義:地域で育む福祉教育、事例発表:一緒に楽しむからはじめる、グループ協議、まとめ		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば ヤングケアラーのためにできること～いま本当に必要な支援とは～	連携企業等:	宮崎県
期間:	令和6年9月27日(金)	対象:	一般、福祉関係者、学校関係者等
内容	「ヤングケアラーにいま必要な支援」を考えるために、横浜でケアマネ事業を通してヤングケアラーとその家族の支援を行っている勝呂ちひろ氏をお迎えして、体験談や事例を交えてヤングケアラー支援について学ぶ。		

研修名:	日本認知症本人ワーキンググループ わたしたち一人ひとりの希望とアクション	連携企業等:	日本認知症本人ワーキンググループ
期間:	令和6年10月23日(水)	対象:	認知症本人、家族、行政、一般、介護・医療関係者、学生、教員、企業等
内容	2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、「認知操作策推進基本計画」が策定されるこの時期にこそ、今とこれからに向けて、未来志向の活動のあり方を、そして、認知症とともに生きる希望やアクションについてリアルに語り合う。①動画(JDWGの歩み)、②本人座談会、③リレートーク、④JDWGアピール2024		

② 指導方の修得・向上のための研修等

研修名:	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 令和6年度 九州ブロック教員研修会 介護福祉養成の現在地と未来への展望	連携企業等:	佐賀県
期間:	令和6年9月7日(土)	対象:	介護教員
内容	基調講演: 今後の介護福祉士養成の方向性について、分科会: ①外国人介護福祉士のキャリア形成、②卒業生(実習指導者)との協働、③報告会、情報交換会		

研修名:	2024みやざき交流集会 Branch meeting 第2回 子どもの学習支援・生活支援(ひとりぼっちにしないまちづくり)	連携企業等:	宮崎県社会福祉協議会
期間:	令和6年10月30日(水)	対象:	住民、民生委員・児童委員、支援員、教員、議員等
内容	これまで「ひとりぼっちにしないまちづくり」を共通テーマとして、様々な実践事例をもとに、参加者の情報共有やネットワーク作りを進め、それぞれの地域の課題やそれぞれの立場でできることについて考え、課題解決に向けたアクションを起こすためのきっかけ作りを行ってきた。第2回は、「子どもの学習支援・生活支援」をテーマに社協をはじめ、多様な団体等が連携・協働した取り組みとして、滋賀県栗東市における次代を担う青少年が家庭環境などに左右されることなく、等しく将来への夢を描くことができるよう支援する「栗東生活支援協議会(ふるさと生活サポート応援隊)」の取り組みや、埼玉県三芳町における、全ての子どもが、食事や教育機会など、育つために当たり前にあるべき環境が得られるための「無料学習支援活動をはじめとする児童への生活支援活動」について学ぶ。		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校運営や教育活動等が教育目標にそって計画的に実施され、地域社会や企業、施設等のニーズに合致したものであるかを検証し、学生が実践的な技能や知識、社会人としての責任を自覚した存在たり得ているかを確認するものとして学校関係者による評価を行う。この評価内容については広く公開するものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的・教育目標・育成人材像は定められ、周知されているか。</li> <li>・学校の特色は明確にされているか。</li> <li>・地域社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。</li> </ul>
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的等に沿った運営方針は定められているか。</li> <li>・運営方針に沿った事業計画は定められているか。</li> <li>・運営組織や意志決定機能は明確にされ、有効に機能しているか。</li> <li>・人事や賃金での処遇に関する規定等は整備されているか。</li> <li>・情報システム化等による業務の効率化が図られているか。</li> <li>・教育活動等における情報公開が適切になされているか。</li> </ul>
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学科目標は対応する業界の人材ニーズに向けて方向づけられているか。</li> <li>・教育理念や各学科目標等に沿ったカリキュラムが体系的に編成されているか。</li> <li>・関連する企業・施設等との連携により、カリキュラムの作成や見直しが行われているか。</li> <li>・キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫等が行われているか。</li> <li>・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。</li> <li>・各学科の学習時間は確保されているか。</li> <li>・各学科の教育到達レベルは明確にされているか。</li> <li>・授業評価の実施・評価体制はあるか。</li> <li>・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか。</li> <li>・教師のスキルアップや指導力向上の研修が行われているか。</li> </ul>
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率の向上が図られているか。</li> <li>・資格取得率の向上が図られているか。</li> <li>・全員進級への取組がなされているか。</li> <li>・退学率の低減が図られているか。</li> <li>・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。</li> </ul>
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職・進学に関する支援体制は整備されているか。</li> <li>・学生相談に関する体制は整備されているか。</li> <li>・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。</li> <li>・学生の健康管理を担う組織体制はあるか。</li> <li>・学生自治会活動等への支援体制はあるか。</li> <li>・高校との連携によるキャリア教育の取組が行われているか。</li> <li>・保護者と適切に連携しているか。</li> <li>・卒業生への支援体制はあるか。</li> </ul>
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備は教育上の必要性に十分対応できるように整備され、適切に管理されているか。</li> <li>・学外の実習施設等について、十分な教育体制を整備しているか。</li> <li>・防災に対する体制は整備されているか。</li> </ul>



(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集活動は適正に行われているか。</li> <li>・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。</li> <li>・学生納付金は妥当なものとなっているか。</li> </ul>
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。</li> <li>・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。</li> <li>・財務について会計監査が適正に行われているか。</li> <li>・財務情報公開の体制整備はできているか。</li> </ul>
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令や専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。</li> <li>・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。</li> <li>・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。</li> <li>・自己評価結果を公開しているか。</li> </ul>
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に対する公開講座・社会訓練の受託等を積極的に実施しているか。</li> <li>・学生のボランティア活動を奨励・支援しているか。</li> </ul>
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

令和6年3月、学校関係者評価委員から貴重な指導・意見をいただいた。教育活動について「クラウドでのシステム開発について、自前でもっている企業は個人情報を取り扱っているところがほとんどである。学校としてもカリキュラムで取り扱ってほしい。」という助言をいただいた。個人情報保護法関連の教育をどのように実施していくか検討を行う。同じく教育活動について「オープンキャンパスに現職の介護福祉士の協力をもらい、高校生と保護者に体験的な活動を行っている。非常に良い実践だと思う。その逆のバージョンとして、学生と職員が施設に出向き、ウィンウィンの関係をつくっていったらどうか。」という助言を頂いた。介護福祉科として検討を行う予定である。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
久保 秀夫	一般社団法人霧島工業クラブ	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	企業等委員
鬼塚 裕志	都城市北諸県郡医師会 都城健康サービスセンター	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	企業等委員
吉見 いち子	社会福祉法人 観音の里 特別養護老人ホーム 高城園	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	企業等委員
出水 勝吾	都城コアカレッジ同窓会	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <https://miyakonojo.core-gakuen.com/>

公表時期: 令和6年3月31日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

地域の人材を地域の教育力で育て、地域に活かし地域の活性化を図る「地育地活」を学校運営の基本方針に掲げて推進してきた。地域及び関係団体・病院等へ学校の現況を情報発信することは、「地育地活」を推進する上でも重要である。学生・職員の個人情報に関わらない限り、情報の公開化を推進していく。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長挨拶、学校沿革、教育方針</li> <li>・学校所在地、連絡先</li> <li>・学則</li> <li>・日程計画表</li> <li>・校時表</li> <li>・防災計画図</li> </ul>
(2) 各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学科・修業年限及び定員、出願要項</li> <li>・進級、卒業、職業実践の校内規定</li> <li>・科の特色、目標資格、就職状況、カリキュラム、講義要目</li> <li>・資格取得予定表</li> <li>・資格取得状況</li> </ul>
(3) 教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員一覧(校務分掌)と組織図</li> </ul>
(4) キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習目的・目標・内容及び計画</li> <li>・実習・演習等において連携する企業一覧</li> <li>・就職(進路)指導</li> <li>・経営者講座の実施内容</li> </ul>
(5) 様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生自治会事業報告、事業計画</li> <li>・主なボランティア活動</li> <li>・施設紹介</li> </ul>
(6) 学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生心得</li> <li>・学校生活案内・相談(キャンパスライフ)</li> </ul>
(7) 学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集要項</li> </ul>
(8) 学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況</li> <li>・監査報告書</li> </ul>
(9) 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価報告書</li> <li>・学校関係者評価報告書</li> </ul>
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他( ))

URL: <https://miyakonojo.core-gakuen.com/>

公表時期: 令和6年3月31日

授業科目等の概要

#REF1	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の尊厳と自立	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるように基礎となる能力を養う。	2前	60	2	○			○	○		
2	○			人間関係とコミュニケーション	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。また、専門職間に必要なコミュニケーションの方法について基礎的理解を促す。	1前	60	2	○			○	○		
3	○			社会の理解	個人が自立した生活を営むという考えを理解するために、個人、家族、地域の単位で人間を捉える視点を養い、生活と社会の関わりや自助から公助に至る過程、医療保険制度、年金制度の基本的な考え方、歴史、文化について理解する。	1後	60	2	○			○	○		
4	○			障害福祉論	わが国の障害者福祉の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。特に障害者自立支援制度及び障害者総合支援法について、介護実践に必要であるという観点から基礎的知識を学ぶ。	2前	30	1	○			○	○		○
5	○			手話言語学入門	手話を学ぶことにより、受話が言語であることを理解する。また、聴覚障害者の実態を知るとともに、聴覚障害者とのコミュニケーション能力を身につけ、手話で自己紹介ができる。	2前	30	1	○			○		○	
6	○			介護の基本	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を生活の観点から捉えるための学習とする。また、介護における安全やチームケア等について学ぶ。	1通	##	4	○			○		○	
7	○			地域ネットワーク論	介護を必要とする人の生活を支援するという観点から介護サービスや行政機関、地域との連携を理解し、自らの地域での活動を通して支援ネットワークの構築について学ぶ。	2後	30	1	○			○	○		○
8	○			ケアシステム論	ICFの視点に基づくアセスメントから、エンパワメントの観点や個々に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、地域支援づくりについて学ぶ。	2前	30	1	○			○	○		
9	○			コミュニケーション技術	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や家族あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につける。	1後	30	1	○			○	○		○
10	○			ICT活用	福祉のICT化に対応するためパソコンを活用した書類作成の基礎知識を習得し、施設実習で体験したケースをまとめ発表することで、チームケアによる情報共有の基礎的能力を習得する。	2後	30	1	○			○	○		
11	○			ライフケア実践Ⅰ	生活、生活形成のプロセス、生活経営、生活支援の基本的な考え方や技術を修得する。被介護者の家事支援技術、調理方法等を学ぶ。	1通	##	5	○	△		○	○	○	
12	○			ライフケア実践Ⅱ	自立に向けた移動の介護、ボディメカニクス、ベッドメイキング、自立に向けた身支度の介護等を概説し、演習を通じて実践する。	1通	##	4	△	○		○	○	○	
13	○			ライフケア実践Ⅲ	運動機能障害、内部障害、聴覚・言語障害、知的障害、精神障害、機能障害、重症障害などの多様な障害を理解し、生活支援技術を学ぶ。	2前	30	1	○			○	○		
14	○			介護過程Ⅰ	介護過程の意義、介護過程の展開について概説する。演習を通じたアセスメントにおいて介護過程の実践的展開ができる能力を養う。	1通	90	3	○			○	○		
15	○			介護過程Ⅱ	演習を通して、介護過程の一連の実践的展開ができる能力を養う。実習での介護過程の展開について振り返る機会を持つ。	2前	30	1	○			○	○		
16	○			地域ネットワーク実践	介護サービスや行政機関、地域との連携を理解し、自らの地域での活動を通して支援ネットワークの構築について実践を通して学ぶ。	2後	30	1	△	○		○	○		○
17	○			介護総合演習Ⅰ	介護実習Ⅰ段階の位置付け、実習の意義や心構え、居宅サービスの概要等を知る。実習後は報告会を行い、次回の実習に向けた課題を明確にする。	1通	60	2	○			○	○		
18	○			介護総合演習Ⅱ	介護実習Ⅱ段階の位置付け、施設の概要を知り、生活支援技術、記録について確認を行う。実習後は報告会を行う。	2前	60	2	○			○	○		
19	○			介護実習Ⅰ	地域社会で暮らす高齢者や障害のある人が、施設の利用に際してその人らしく生活している状況を知り、生活支援の実践について学ぶ。	1前	##	3			○	○	○		○
20	○			介護実習Ⅱ-1	利用者の生活背景や生活リズムを知り、観察やコミュニケーションの技術を用いて必要な情報を収集し、介護過程を実践する。	1後	##	4			○	○	○		○
21	○			介護実習Ⅱ-2	自立支援の観点から、自分で立案した介護計画に基づいた介護を提供し、自ら行った介護の実践についての評価や計画の修正を行う。	2前	##	5			○	○	○		○

22	○	発達と老化の理解	成長と発達の観点から老化を理解し、老化に関する心理や身体的機能の変化及びその特徴に関する基礎的な内容を理解する。	1 後	60	2	○			○	○		
23	○	認知症の理解	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や特性を理解し、本人、家族、周囲の環境に配慮した介護の視点を習得する。	2 通	60	2	○			○	○		
24	○	障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人や家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学習する。	2 前	60	2	○			○	○		
25	○	こころから だのしくみ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する。人体の構造や機能について基礎知識を学び、行動の根拠となるこころの働きを学習する。	1 前	90	3	○			○	○		
26	○	子ども発達心理学	障害児・者、高齢者に対する支援に必要な子ども発達について理解を深めるため、特に心理に焦点を当てた学習を行う。	2 後	30	1	○			○	○		
27	○	医療的ケアⅠ	喀痰吸引や胃瘻等について、医療職との連携のもとに医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	1 前	30	1	○	△		○	○		
28	○	医療的ケアⅡ	喀痰吸引や胃瘻等について、医療職との連携のもとに医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。	2 後	60	2	○	△		○	○		
29	○	コアタイムⅠ	人間的資質向上をめざし、社会人としての意識醸成を図る本校独自の時間である。学生間交流会や専各連スポーツ大会等へ参加する。	1 通	60	2	○			○	○		
30	○	コアタイムⅡ	人間的資質向上をめざし、社会人としての意識醸成を図る本校独自の時間である。高校生のための社会人講座、学校祭等に主体的に取り組む。	2 通	60	2	○			○	○		
合計					30	科目	76 単位 (単位時間)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：必修科目および必要な選択科目をすべて修得し、63単位以上修得し		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：		1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。